

農地中間管理機構からのお知らせ

令和8年4月の公告から **手数料の負担** をお願いします

農地中間管理事業は、耕作者の皆様により農地の賃料を計算して徴収し、農地所有者の皆様へ期限内に全額お支払いしてきましたが、事業開始以来、継続的に事務経費等の不足が発生しており、事業運営に重大な影響を及ぼしています。

今後とも、皆様に持続的かつ安定的に利用していただけるよう、**手数料のご負担**をお願いしますこととなりました。

ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

● 手数料の概要

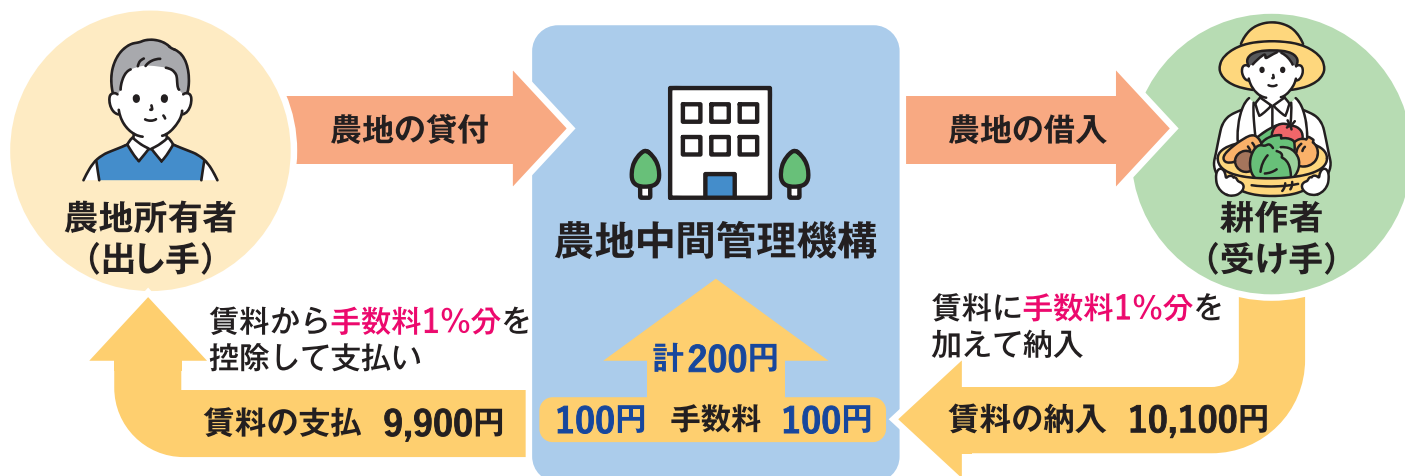
賃貸借契約により農地を転貸する場合に、農地所有者（出し手）、耕作者（受け手）のそれぞれの利用者から、**毎年手数料のご負担**をお願いします。

なお、使用賃貸借契約についての手数は、いたしません。

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率
農地所有者 (出し手)	令和8年4月以降に公告となる ・新規契約 ・更新契約	毎年12月に賃料をお支払いする際、 手数料を差し引 かせていただきます	1.0%
耕作者 (受け手)		毎年11月に賃料を請求する際、 手数料を上乗 せさせていただきます	

● 手数料のイメージ

【例】賃料が年間1万円の場合（手数料（1%）100円）



【農地中間管理機構】

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 ギフアグリチャレンジ支援センター 農地部
岐阜市藪田南5丁目14番12号（シンクタンク庁舎内） ☎500-8384
TEL：058-215-6434 FAX：058-215-6435
問合せ時間：午前 9時～12時／午後 1時～5時（土・日・祝・年末年始を除く）

お問い合わせ

公社HP

